

答 申

1 審査会の結論

埼玉県議会議長（以下「処分庁」という。）が平成23年8月11日付けで行った、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例（以下「県政調査費条例」という。）制定の際における月額50万を交付する根拠理由状況が分かる議会検討説明資料等すべて」（以下「本件対象文書」という。）について、これを埼玉県議会情報公開条例（以下「議会公開条例」という。）の対象となる公文書は存在しないとして非公開（不存在）とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年7月6日付けで議会公開条例第6条の規定に基づき、処分庁に対し本件対象文書を含む次の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

ア 県政調査費条例第3条第1項「県政調査費は、月額50万円に前条の会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。」に係る議会審議及び議決過程状況が分かる議事録等すべて

イ 本件対象文書

ウ 県政調査費条例立案状況が分かる起案決裁文書

エ 県政調査費条例の制定について、県民への公表事実状況が分かる報道各社への記者発表資料、県民だより、議会だより、新聞報道記事等の公表資料すべて

(2) これに対し処分庁は、平成23年8月11日付けで、本件対象文書について、「文書が存在しないため。」との理由により非公開（不存在）の決定を行い、申立人に通知した。

なお、上記アについては議会運営委員会会議録を公開又は部分公開決定し、各会派代表者会議会議録を非公開決定した。また、ウについては県政調査費条例案の起案文書を公開決定し、エについてはさいたま県議会だよりを申立人に情報提

供した。

- (3) 申立人は、平成23年10月6日付けで、処分庁に対し、本件処分の取り消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月5日に処分庁から議会公開条例第13条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成24年1月26日に処分庁から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成24年2月22日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 50万円を交付することについて、県政調査費条例を制定する際に検討した資料すべてが存在しないということであるが、それはあり得ない状況である。
- (2) 地方自治法第100条第14項及び15項に係る平成12年5月31日付け旧自治省の通知（以下「自治省通知」という。）に「政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。」と記載されている。
- (3) 平成12年5月31日付けの自治省通知4件について、審査会で確認の上、県民に公開して欲しい。
- (4) 処分庁から示された非公開（不存在）の決定通知書では、公文書が存在しない理由が分からない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県政調査費条例制定から既に10年が経過していることから、保存期間が満了した文書は廃棄されており、対象文書の存在も確認できなかった。また、保存期間満了前の文書の中にも対象文書は存在していなかった。
- (2) 県政調査費条例の内容について検討していた平成12年度に、埼玉県特別職報酬等審議会（以下「報酬等審議会」という。）は開催されていないことから、県

政調査費の交付額について報酬等審議会には意見を聞いていない。

また、仮に議会が直接第三者機関に意見を聞くとした場合には、それに関する議論が各会派代表者会議や議会運営委員会の中で行われると考えられるが、会議録上そうした記録はない。

5 審査会の判断

(1) 県政調査費条例について

県政調査費は、従来、埼玉県議会県政調査費交付金交付要綱を根拠に交付していたが、平成12年5月31日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めなければならないこととなった。そのため、議長の諮問機関として埼玉県議会県政調査費条例検討協議会（以下「協議会」という。）を発足させ、条例案について検討を行った。県政調査費条例は議員提出議案として提案され、平成13年3月27日に公布、平成13年4月1日から施行された。

県政調査費条例第3条第1項は、県政調査費の交付額を「月額50万円に前条の会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。」と定めている。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、県政調査費の交付額を定めた根拠や理由、状況が分かる議会の検討資料及び説明資料等のすべてを公開請求したことに対して、処分庁が公文書は存在しないとして非公開（不存在）とした決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件対象文書の存否について検討する。

(3) 本件対象文書の存否について

ア 公文書の定義と保管について

議会公開条例第2条は、「この条例において『公文書』とは、県議会事務局の職員が職務上作成し、又は入手した文書で、決裁又は受理等の手続が終了し、議長が保管しているものをいう。」と規定している。また、「埼玉県議会情報公開条例 解釈と運用」（平成21年4月 埼玉県議会事務局）には、「『決裁』とは、起案文書に対して、委任決裁に関する規定等に基づいて決裁権者が

承認、決定、裁定等を与えることによって、その起案を確定し、議会の最終的な意思を決定することをいい、原則として書面により行われることを要する。」、「『受理等の手続が終了し』とは、文書管理に関する規定等に基づく受理、回覧又は検査の手続が終了したことをいう。」、「『議長が保管している』とは、県議会議長として文書管理に関する規定等に従い、公的に保持していることをいう。」と記載されている。

また、処分庁における文書管理は、埼玉県議会事務局規程第12条第2項の規定により埼玉県文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）の例によることとされている。文書管理規則第6条は、文書等の分類の基準を定め、当該分類の基準に従って文書等を整理することを規定しており、処分庁は、当該規定に基づき、文書等の分類や保管場所、保存（管）年限を定めたファイル基準表を作成し、これに従って文書等を保管している。

以上のことから、処分庁がファイル基準表に基づき公的に保管している公文書について、本件対象文書の存否を検討する。

イ 文書の作成について

議員提出議案として条例を提案するときの手続や文書の作成について処分庁に確認したところ、次のとおりであった。条例は、①議員による原案の検討（本件においては協議会で検討）、②各会派代表者会議での議論、③議会運営委員会での議論、④本会議での議論を経て制定され、②から④の議論についてはそれぞれ会議録を作成する。会議録には日時、出席者及び欠席者名、議事の経過等が記載され、会議で配布された資料も会議録に添付される。

よって、手続上、議員提出議案の検討から制定の過程において作成される公文書は、各会派代表者会議、議会運営委員会及び本会議の会議録であり、当審査会でこれらの保存（管）年限を「平成12年度ファイル基準表」で確認したところ、いずれも11年以上であった。

ウ 本件対象文書について

県政調査費条例に関する各会派代表者会議会議録、議会運営委員会会議録及び本会議会議録は、ファイル基準表に従い保管されていた。このうち各会派代表者会議会議録及び議会運営委員会会議録は、処分庁が本件処分と同日に、本件公開請求のうちアに対応する公文書として、公開、部分公開又は非公開決定

をしている。なお、処分庁に確認したところ、県政調査費条例について本会議では具体的な議論が行われていないことから、本会議会議録は本件公開請求のアの対象文書に該当しないと判断したとのことであった。当審査会において、ホームページに公開されている本会議会議録を確認したところ、県政調査費条例については審議をすることなく可決されていた。

このように、処分庁は県政調査費条例の審議に関わる公文書を、既に本件公開請求のアに対応する公文書として特定し、公開等の決定をしている。しかし、申立人は口頭意見陳述の中で、本件公開請求のアと本件対象文書は同じものであり、アについて公文書の存在を認める一方で本件対象文書は存在しないという決定はあり得ないとして、アに対応する公文書とは異なる公文書の存在を主張するものではないと述べているので、このことについて検討する。

本件対象文書は、「県政調査費条例制定の際における月額50万を交付する根拠理由状況が分かる議会検討説明資料等すべて」である。申立人が主張するように、議会運営委員会会議録には、記載された出席者の発言に県政調査費の交付額に係る部分があるため、「県政調査費条例制定の際における月額50万を交付する根拠理由状況が分かる」公文書であると解釈することもできる。さらに、協議会が作成した「県政調査費条例に関する検討の中間報告について(平成13年2月)」及び「県政調査費条例に関する検討報告書(平成13年2月)」が配布資料として添付されているため、「議会検討説明資料等」であると解釈することもできる。

しかし、公文書公開請求書に記載された文言を読む限り、本件公開請求のうちアは議事録を、本件対象文書は議会検討説明資料を例示していることから、両者が全く同じ公文書を指し示していると解釈することは一般的ではない。むしろ、処分庁が公文書公開請求書に記載された例示を根拠に、各会派代表者会議会議録及び議会運営委員会会議録をアに対応する公文書と判断し、これらの他に議会検討説明資料に該当する公文書は存在しないとの趣旨で本件処分を行ったことは理解できるものである。

以上のことから、処分庁が本件対象文書は存在しないとした本件処分は、妥当である。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、自治省通知に「政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。」と記載されていることを、本件異議申立ての理由に挙げている。

処分庁によれば、県政調査費条例が検討された平成12年度に報酬等審議会は開催されていないこと、仮に議会が直接第三者機関に意見を聞くとした場合には、それに関する議論が各会派代表者会議や議会運営委員会の中で行われると考えられるが、会議録にそのような記録はないことから、県政調査費の交付額を決めるに際し、第三者機関の意見は聞いていないとのことである。

議会運営委員会会議録の内容を確認したところ、交付額については協議会で検討を行わず、議長が各会派の代表者の意見を聴取した上で現状どおりの額とすることについて了承を得て、条例案に金額を盛り込んだという経緯が読み取れる。これらの記載は、第三者機関の意見を聴取していないことを裏付けるものであり、このような手続を取ったことに問題があると申立人は主張しているが、このことについて当審査会は意見を述べる立場にない。

また、他にも申立人は自治省通知に関連して要望等を述べているが、これらは当審査会の結論に影響を与えるものではない。

(5) 付帯意見

本件処分の理由の提示が、本件の結論を左右するほどの違法・不当ではないとしても、処分庁においては、非公開決定通知書に単に「文書が存在しないため」との事実を記載するだけでなく、公文書が存在しない具体的な事情を説明すべきである。理由の提示は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるものである。処分庁においては、公開しない理由を明確にし、公開請求者が非公開決定通知書の記載自体から知り得るようにすることが望ましい。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 幸子、早川 和宏、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年12月 5日	諮問を受ける（諮問第223号）
平成23年12月 5日	処分庁から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 1月26日	処分庁から説明及び審議（第三部会第75回審査会）
平成24年 2月22日	申立人の口頭意見陳述及び審議 （第三部会第76回審査会）
平成24年 3月29日	審議（第三部会第77回審査会）
平成24年 4月18日	答申（答申第171号）